

公営競技納付金だより

(2020.9 | 第165号)

「公営競技納付金」は、地方公共団体が開催している、地方競馬、競輪、オートレース、競艇（ボートレース）の収益の一部を地方公共団体金融機構に納付していただく制度です。

機構では、公営競技納付金を全額「地方公共団体健全化基金」として積立を行い、この基金の運用益などを活用して、地方公共団体への貸付金（融資）の金利を低く抑えています。

公営競技納付金と地方公共団体健全化基金は、公営競技を開催していない地方公共団体にも、公営競技の収益を還元する仕組み（いわゆる「収益の均てん化」）としての機能を果たしています。

今号では、「小倉けいりん（福岡県北九州市）」の取組をご紹介しますとともに、令和元年度の公営競技納付金の状況等についてお知らせします。



【小倉けいりん（福岡県北九州市）】

競技場紹介：小倉けいりん（福岡県北九州市）

北九州市公営競技局競輪事業課

<小倉けいりんの施設概要、特色>

昭和23年、日本で初めて競輪が開催されたのが小倉競輪場です。競輪発祥の地として、毎年、競輪祭（G I）を開催しています。

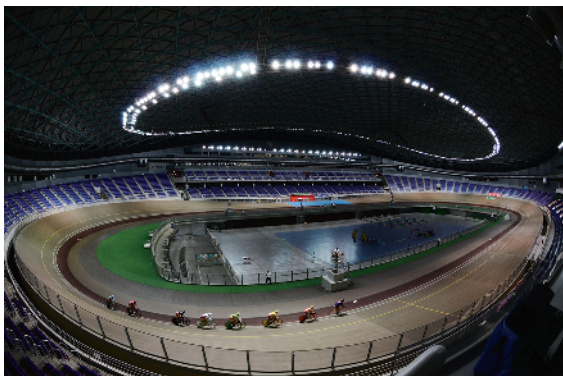
平成10年度からは、全天候型多目的ドーム「北九州メディアドーム」（北九州市小倉北区）でレースを開催しています。ドームの2階部分に1周400mのバンクがあります。バンクは「走りやすさ」をテーマに、全国50箇所の既設競輪場のデー

タから最も良い組み合わせで設計しています。お客様は、天候に左右されることなく快適な環境でレースを観戦できます。



<小倉けいりんを取り巻く状況>

平成3年度をピークに減少に転じた全国的車券売上高は、現在も大幅な回復までには至っていませんが、そういった経営環境にあっても、小倉けいりんでは経営改善に取り組んできました。



屋内施設の利点を活かし、平成12年度からナイターレースを開始し、平成22年度からは全国の競輪場に先駆け、ミッドナイト競輪を導入しました。平成30年度には、全国的にGグレードレースの売上額の減少傾向が続く中、抜本的な改革として、競輪祭をG I レースとしては初となるナイター6日制開催に変更、新しい勝ち上がり方式（ポイント制）も導入する等、競輪業界全体の活性化に向けた取組を進めています。

<経営向上に向けたさらなる取組>

平成30年4月、収益事業に相応しい経営形態へ移行し、さらなる経営強化を図るため、全国の競輪事業で初めて地方公営企業法の全部を適用し、地方公営企業になりました。

平成31年3月には、企業として、中長期的な視野も踏まえた経営を行っていくために、令和元年度からの10年間の取組方針や数値目標、財政計画を示した「北九州市公営競技事業経営戦略」を策定し、安定的かつ継続的な収益の確保に向けて、PDCAサイクルに基づく経営を行っています。

<地域貢献のための取組>

本市競輪事業は、昭和38年以降、約500億円を一般会計に繰り出し本市財政に貢献してきました。今後も地方財政への寄与という使命を果たしていくためには、競輪が社会貢献につながる事業であることを積極的に発信し、市民理解を広げ、イメージアップを図ることが重要だと本市では考えています。このため、経営戦略の基本的な柱の一つに「地域・社会貢献」を掲げています。

平成31年4月に担当組織「地域貢献室」を新設し、令和元年11月には地域貢献のシンボル事業として、全国の競輪場で初の「子ども食堂」を開設しました。地元競輪選手やNPO、大学生も参加して「地域における子どもの居場所づくり」に貢献しています。

また、競輪の収益金が、医療や福祉、防災、文化・スポーツ等の地域社会を支える様々な活動の財源として活用されていることから、SDGs（持続可能な開発目標）の取組に貢献していることも積極的に発信しています。



小倉けいりんキャラクター「かねりん」



競輪が大好きでたまらない小倉けいりんの打鐘の妖精。
たたかれてばかりで嫌になり外の世界を見てみたいという
想いから手と足が生えて妖精に。
小倉けいりんの「ジャン（打鐘）」がかねりんのお家。
たまに荒ぶります！

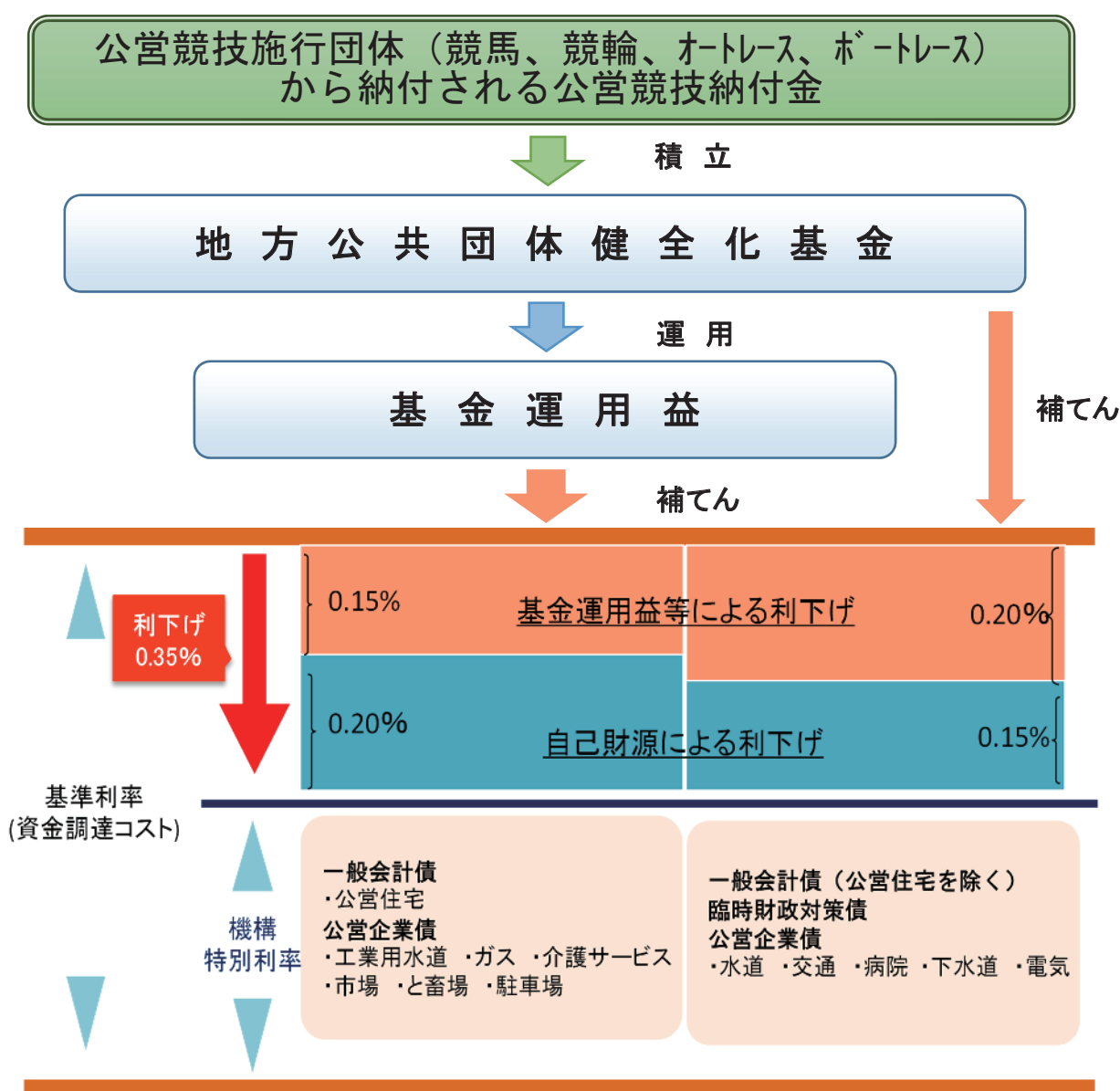


機構特別利率（貸付利率の利下げ）について

機構の貸付利率には、「基準利率」と「機構特別利率」の2種類があります。

「機構特別利率」は、基準利率よりも低い利率（最大0.35%の利下げ^{※1}）に設定されており、貸付対象事業のうち、住民生活の基盤の整備のために特に必要な事業及び臨時財政対策債に適用されています。

基準利率より利率を下げている分、機構の利息収入は減ることになりますが、地方公共団体健全化基金の運用益と公営競技納付金、機構の自己財源で補てんする仕組みとなっています。



※1 機構特別利率は、同一償還条件の財政融資資金の利率を下限としています。

※2 港湾整備、観光施設、産業廃棄物処理は基準利率によります。

公営競技施行団体数の状況（令和２年度）

公営競技（競馬、競輪、オートレース、ボートレース）を施行している地方公共団体の数は、延べ213団体、純計では191団体となっています（令和２年４月１日現在）。令和元年度中の団体数の増減はありません。

（単位：団体）

区 分	都道府県			市区町村			合計			(参考)
	施行形態		小計	施行形態		小計	施行形態		合計	主催者数
	単独	組合		単独	組合		単独	組合		
競 馬	2	9	11	2	37	39	4	46	50	14 (10)
競 輪	5	1	6	37	12	49	42	13	55	44 (2)
オートレース	0	0	0	5	0	5	5	0	5	5 (0)
ボートレース	1	0	1	20	82	102	21	82	103	35 (14)
延団体数	8	10	18	64	131	195	72	141	213	98 (26)
純 計			16			175			191	

（注）（ ）書きは、一部事務組合数の内書きです。

公営競技納付金、地方公共団体健全化基金等の状況

令和元年度に納付された公営競技納付金は69億96百万円となり、前年度に比べて20億47百万円（41.3%）増加しました。

一方で、地方公共団体健全化基金の年度末残高は、前年度と同額の9,202億87百万円となっています。

これは、後述のとおり、貸付利率の利下げの財源である基金の運用益が、貸付利率の利下げ分の補てんに必要な額（利下げ補てん所要額）を下回り、納付金を全額補てんに充てたため、基金の積み増しができなかったためです。

➤ 公営競技納付金、地方公共団体健全化基金等の状況

（単位：百万円）

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
公営競技納付金	2,993	3,557	4,011	4,949	6,996
地方公共団体健全化基金 （年度末残高）	920,287	920,287	920,287	920,287	920,287
公営競技施行団体数 （純計）	197 団体 （H26 開催）	195 団体 （H27 開催）	191 団体 （H28 開催）	191 団体 （H29 開催）	191 団体 （H30 開催）
納付団体数	46 団体	51 団体	49 団体	52 団体	59 団体

利下げ補てん所要額、基金運用益等の状況

令和元年度の利下げ補てん所要額は、223億21百万円でした。

地方公共団体健全化基金の運用益は81億31百万円となっており、運用益だけでは利下げ補てん所要額を満たせなかったため、納付された公営競技納付金を全額充当しました。それでも71億93百万円不足したため、機構の自己財源から差額を充当し、調整しました。

➤ 利下げ補てん所要額、地方公共団体健全化基金の運用益等の状況

(単位：百万円)

年 度	H27	H28	H29	H30	R1
利下げ補てん所要額	20,255	20,016	21,052	22,037	22,321
基金運用益	12,461	10,279	9,505	8,838	8,131
基金受入額(※1)	2,993	3,557	4,011	4,949	6,996
自己財源充当額(※2)	4,801	6,180	7,535	8,249	7,193

(注) 表示単位未満切り捨てのため、計が一致しない場合があります。

※1「基金受入額」は、公営競技納付金(当該年度納付分)から受け入れた額です。

※2「自己財源充当額」は、利下げ補てん所要額に対して、基金運用益と基金受入額を充てても足りない部分を、機構の自己財源(収益)から補っている額です。

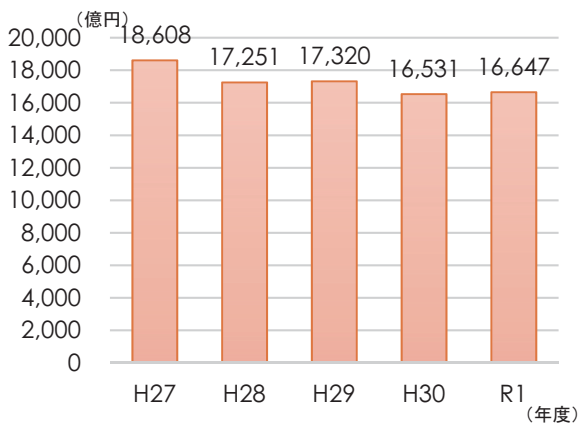
機構の貸付業務について（令和元年度）

地方公共団体による資本市場からの資金調達を効率的かつ効果的に補完するため、地方公共団体の地方債について、長期かつ低利の資金を融通し、地方公共団体の財政の健全な運営及び住民福祉の増進に寄与しています。

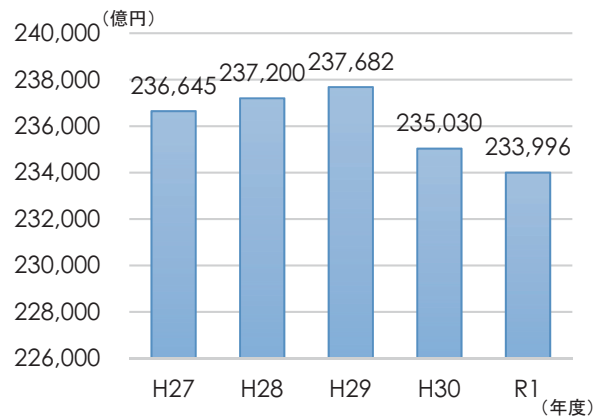
また、令和元年度末における貸付残高は約23.4兆円で、これを事業別にみると下水道事業が最も多く全体の31%を占め、次いで臨時財政対策債25%、水道事業14%の順となっています。

1. 貸付実績と貸付残高の推移

【貸付実績の推移】

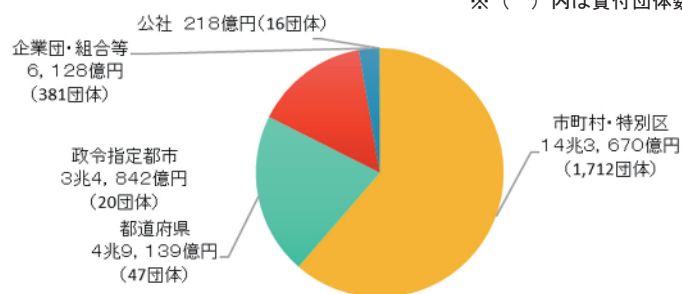


【貸付残高の推移】



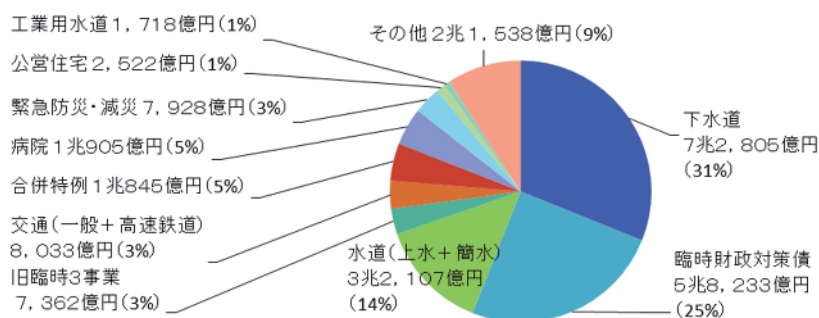
2. 貸付残高 23兆3,996億円（令和元年度末）

【団体種別貸付残高（受託貸付を除く）】



※（ ）内は貸付団体数（2,176団体）

【事業別貸付残高（受託貸付を除く）】



<公営競技納付金制度の延長>

「地方交付税法等の一部を改正する法律（令和2年3月31日法律第6号）」により、平成32年度（＝令和2年度）までとされていた公営競技納付金制度が、5年間延長され、令和7年度まで（機構への公営競技納付金の納付は令和8年度まで）とされました。

<収益計算の改正>

「公営競技納付金の納付に関する規則の一部を改正する省令（令和2年3月31日総務省令第30号）」により、収益計算の改正がありました。

公営競技の公正かつ円滑な執行に必要な経費（事業内支出）に充てるために積み立てたものについては「収益」から控除する旨規定されていますが、仮に積立後に積立目的を変更してそれ以外の経費に充てた場合、当該積立は本来「収益」から控除できないものであるため、過去の各積立て年度に収益から控除せずに納付金額を再算定することとされました。

なお、この取扱いは令和3年度の公営競技納付金（令和2年度開催分）の算定から適用されます。

公営競技納付金の納付期限は、令和2年11月30日（月）です。

※開催年度後3年度内の各年度に均等に分割して納付することもできます。



金融で地方財政を支え 地域の未来を拓く

地方公共団体金融機構

Japan Finance Organization for Municipalities

公営競技納付金等についてのお尋ね、ご連絡がありましたら、下記までお願いします。

〒100-0012 東京都千代田区日比谷公園 1-3 市政会館 地方公共団体金融機構管理部経理課

TEL : 03(3539)2685 ☆ FAX : 03(3539)2613 ☆ ホームページ : <http://www.jfm.go.jp/>